

都議会のあり方検討会設置要綱

(設置)

第1 議会運営委員会理事会（以下「理事会」という。）のもとに、「都議会のあり方検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(調査・検討事項)

第2 検討会は、次の事項について調査・検討し、その結果を理事会に報告する。

- (1) 議会改革に関する事項
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3 検討会は、都議会議員のうちから、議会運営委員長が指名する委員9名をもって組織する。

2 前項の委員の選出党派及び人数は、次のとおりとする。

都議会民主党	3名
東京都議会自由民主党	2名
都議会公明党	2名
日本共産党東京都議会議員団	1名
都議会生活者ネットワーク・みらい	1名

(座長)

第4 検討会に、座長1名を置く。

- 2 座長は、検討会において互選する。
- 3 座長は、検討会を招集し、その議事を主宰する。
- 4 座長は、必要に応じ、検討会の了承を得て、関係者の出席を求めることができる。

(報告)

第5 座長は、必要があると認めるときは、検討の経緯等について、理事会に報告する。

(設置期間)

第6 検討会の設置は、第2に規定する報告終了までとする。ただし、議員任期満了の日を限度とする。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な次の事項は、座長が検討会に諮って決定する。

- (1) 全体の審議日程
- (2) 参考人の選定、その他参考人の意見聴取の取扱い
- (3) その他

(事務局)

第8 事務局を東京都議会議会局調査部に置く。

附 則

この要綱は、平成23年9月14日から施行する。